

パートナーシップ確認書 【相続対策編】

(以下、「甲」という)と増田会計事務所(以下、「乙」という)との間でパートナーシップ契約を結び、以下の要領にて合意し確認書を取り交わすものとする。尚、乙は税理士法の守秘義務を当然守るものとし、

第1条

本確認書の目的は、甲より、乙に対してお客様を紹介して頂き、それに対して第2条、第3条のとおりで紹介料や商品券を御礼としてお支払いすることです。

第2条

成功報酬については、月額報酬相当の商品券を。なお、お礼の方法は契約後、4ヶ月目の報酬が入金となった時から2週間以内とします。あくまで継続的な取引が見込めると乙が認知した場合であり、3ヶ月間のお見合い期間でご不満があり解約となる場合はこの限りでは御座いません。

このお見合い期間は、新規のお客様に安心して契約して頂くためのいわばクーリング・オフとして考えております。

第3条

甲が乙に継続的紹介活動を行っていただける事を前提に、本契約日基準により1年間で3件以上となった時は、その日から2週間以内に第2条とは別に金5万円相当の商品券を贈呈させていただきます。

第4条

パートナーとなって頂けるお客様には一切のご負担も責任もありませんのでご安心ください。

第5条

甲からの紹介に関しては、見込みお客様によるものを問わず、乙は誠実に対応するものとし、

第6条

パートナーシップ契約に関して、諸問題が生じた場合には、甲乙間で双方が誠意をもって話し合いこれを解決するものとし、

以上、確認書が合意に達した証として本確認書1通を作成し記名捺印の上、甲が原本を乙がコピーを保有するものとし、

以 上

平成 年 月 日

甲

住 所

氏 名

印

乙

住 所

東京都新宿区高田馬場1-33-5

タケトモバイル3階

氏 名

東京・増田会計事務所

税理士 増 田 司 郎

印

